

日本共産党の山本伸裕です。熊本地震による犠牲者、被災者の皆様方に心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。また知事を先頭に、日々不眠不休で地震対応に当たっておられる県、市町村職員の皆さんの多大なるご労苦に心から敬意申し上げます。また被災者救済のために尽力されている地域の皆様、全国から物心両面のご支援を寄せていただいている皆様に感謝申し上げたいと思います。熊本地震対応のために議会日程が短縮される中で、一般質問の希望を認めていただきましたことに感謝申し上げます。ぜひ被災者救済や震災からの復興に貢献できるような機会となるよう精一杯質問させていただきますのでよろしくお願いいたします。

震度7の大地震が2回も発生し、震度6や震度5を含む1,500回を超える連続的な余震という、かつて経験したことがない地震による甚大な被害が発生しています。震度6以上の激震に、実に県人口の85%の方々が見舞われました。これは阪神淡路地震42%、新潟地震16%と比較しても突出しています。住家被害は12万8千棟、被災者救済の拠点となるべき庁舎が損壊するなど29の市町村で約250棟の公的施設が被害を受け、いまだに復旧の見通しの立たない施設も少なくありません。また南阿蘇村をはじめ大規模な斜面崩壊、土砂災害、河川や堤防、農地、住宅地の損壊が発生。農業、経済や観光への打撃も甚大であります。

前例のない巨大地震による甚大な被害に直面している今、県民を主役に、行政や議会、各分野の団体、地域、個人、政党が共同し、力を合わせて苦難を乗り越え、生活と生業の再建や地域の復興を進めていかなければなりません。

その際、議案説明で知事も強調されたとおり、国の絶大な支援がなければ被災者救済も復旧・復興も成し遂げることはできません。激甚災害制度の下では、地元負担が補助率のかさ上げで10分の1もしくは10分の2となりますが、被災自治体からは町や村の年間予算全部をつぎ込んで足りないという声が上がっています。財政上の困難から、被災者への支援や復旧・復興に自治体が積極的に取り組むことができない状況に陥ってしまうことは絶対

に避けなければなりません。知事は5月9日、東日本大震災の経験を踏まえて特別法を制定するなどの法的措置を念頭に、補助率のかさ上げ、特別交付税の創設などにより地元負担ゼロとなるよう政府に要請されました。私は、復興は全額国庫負担で行なうこととし、自治体は被災者支援に力を注ぐことができるよう政府の更なる積極対応を求めるべきであると考えますが、知事の見解をお尋ねします。

<切り返し>

例えば庁舎の損壊にしても、宇土市や八代市など解体を余儀なくされている自治体では、解体撤去、仮庁舎、本庁舎の建設と莫大な費用がかかります。宇土市は耐震上の問題から、立て替える計画はあったものの、厳しい財政状況から庁舎立て替えを後回しにし、今回の被災に見舞われてしまいました。国は交付税措置の高い地方債の充当が可能であるとおっしゃっていますが、結局地方債ということは借金でありますし、交付税措置の条件は85.5%ということでいくとなお15%近くは被災自治体の負担となってしまいます。また現状復旧が原則となると、耐震強化は自前でということになりかねません。

自治体の役割は、地方自治法に定められている通り、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施するということであります。被災住民のいのちと健康、生活を守ることを第一義的な任務として責務を果たすことが県、市町村に求められており、そのためにも復旧・復興の事業は全額国庫負担、そして国に対し、人的支援、制度的支援などを積極的に要請すべきであろうと思います。

安倍首相自身も「復興において必要となる財源によって、地方自治体が立ち行かなくなる、財政上非常に大きなダメージをこうむるということは絶対にないようにしていきたい」と国会で答弁されていらっしゃるわけですから、この立場を強く求めて次の質問に移ります。